

電気関係報告規則の一部を改正する省令（案）等について（概要）

令和 7 年 9 月
経済産業省
産業保安・安全グループ
電力安全課

1. 改正の趣旨

- 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 106 条の規定に基づき定められた電気関係報告規則（昭和 40 年通商産業省令第 54 号。以下「規則」という。）第 3 条又は第 3 条の 2 では、事業用電気工作物又は小規模事業用電気工作物において発生した重大な事故について、設置者に対して産業保安監督部長等への報告を求めている。
- 具体的には、規則第 1 条第 2 項第 3 号に掲げる「主要電気工作物」を構成する、主要電気工作物を構成する設備を定める告示（平成 28 年経済産業省告示第 238 号。以下「告示」という。）で定める設備（「主設備」）の破損事故について、規則第 3 条第 1 項の表第 4 号及び第 5 号並びに第 3 条の 2 第 1 項第 4 号において、設置者に対して報告の義務を課す等している。
- 令和 6 年 3 月に、太陽電池発電所に併設された蓄電池建屋における爆発・火災によって消防隊員 4 名が負傷する事故が発生した。蓄電池の導入は今後も拡大していくことが見込まれることから、蓄電池に係る類似の事故の再発を防ぐため、我が国における蓄電池に係る事故の情報を着実に収集し、再発防止策の検討を図る必要が高まっている。
- 一方で、現行法令上、風力発電設備、太陽光発電設備等の各電気工作物に附属して設置される電力貯蔵装置（蓄電池）は「主要電気工作物」に当たらず、また、蓄電所に設置される電力貯蔵装置についても、「主要電気工作物」に当たるのは一部の極めて大規模な電力貯蔵装置（出力 1 万 kW 以上又は容量 8 万 kWh 以上のもの）のみであるため、結果として、我が国における蓄電池に係る事故のほとんどが、事故報告の対象外となっている。【規則第 1 条第 2 項第 3 号イからト及びリ】
- そこで、今般、規則を改正して、①各電気工作物に附属して設置される容量 20kWh 超^{※1}の電力貯蔵装置、及び②蓄電所に設置される容量 20kWh 超の電力貯蔵装置を「主要電気工作物」に定めるとともに、告示を改正して、電力貯蔵装置を「主設備」に定めることで、我が国に設置されている産業用蓄電池に係る事故の大部分が事故報告の対象となるように報告の範囲を拡大することとする^{※2・3}。
 - ※1 破損した場合に、大規模火災等に繋がるおそれがあるとの考えの下で、容量 20kWh 超の蓄電池設備の設置には、消防庁への事前届出が必要となる（消防予防条例第 44 条）。同様の考えの下、電気事業法に基づく事故報告制度においても、容量 20kWh を超える電力貯蔵装置の破損事故を報告の対象にすることとしたい。
 - ※2 これに伴い、主要電気工作物に当たる蓄電所に係る逆変換装置の範囲についても、容量 20kVA 以上のものへと拡大するとともに、事故報告の対象となる蓄電所の範囲を容量 20kWh を超える蓄電所へと拡大する。
 - ※3 専ら非常用として使用される電力貯蔵装置については、通常は通電しておらず、破損した場合に火災等が生じるリスクが小さいことから、主要電気工作物から除くこととする。
- なお、上記改正に伴い、新たに報告を求めるとした電力貯蔵装置に係る事故について、電気保安年報の提出を求めることとする。

2. 主な改正の内容

<規則>

- 主要電気工作物に、太陽電池発電設備及び風力発電設備並びに水力・火力・燃料電池・太陽電池・風力発電所、変電所及び需要設備に属する電力貯蔵装置を加える。【規則第1条第2項第3号柱書並びに同号イからホまで、ト及びリ】
- 蓄電所に属する電力貯蔵装置について、主要電気工作物の範囲を容量20kWhを超える設備に拡大する（これに伴い、蓄電所に属する逆変換装置について主要電気工作物の範囲を見直す。）。【規則第1条第2項第3号へ】
- 主要電気工作物の破損事故の報告を求める蓄電所の範囲を、容量20kWhを超える蓄電所に拡大する。【規則第3条第1項の表第4号ト】
- 電気保安年報の報告様式において、電力貯蔵装置に係る事故の報告欄を追加する。【規則様式第8の第3表及び第5表から第7表まで】

<告示>

- 主要電気工作物の欄に電力貯蔵装置（容量が20kWh超のものに限り、専ら非常用のものを除く。）を加え、主設備の欄に電力貯蔵装置を加える。【第一号から第七号まで及び第九号】

<電気関係報告規則第3条及び第3条の2の運用について（20210319保局第1号）>

- 省令の改正に伴う記載の整理を行う。

3. 今後の予定

9月～10月 パブリックコメント

11月 公布・施行